

現代韓国における‘国立墓地’の形成

—安葬¹⁾対象者を中心として—

池 映任

1. 問題の所在

鈴木満男の「国立墓地と忠烈祠」(1976)は、韓国国立墓地に潜んでいる問題を提起した最初の論文として注目される。彼は戦死者の靈魂をカテゴリーの問題として捉え、国立墓地に葬られている戦死者の靈に問題の焦点をあて、韓国で日本の英靈に相当する靈の觀念について考察した。その上で、南北の分断やキリスト教が広まっていることを挙げ、日本のように「英靈的信仰」が定着するかどうかについては疑問を提示している。さらに『「悪しき死」(der schlimme Tod)の信仰が近代化や国家形成の精神過程と結ぶ時に展開される複雑かつ多面的な問題』(鈴木、1977:179)に注目しており、日本ではすでに定着している「英靈的信仰」を韓国の事例から導き出そうとしている。

崔吉城は『韓国の祖先崇拜』(1992)で日本の靖国信仰が靈魂を慰霊する追慕的性格を超えた政治的イデオロギーによる利用手段とするが、韓国の国立墓地は西欧的制度である追慕的性格が強く、それゆえ韓国では慰霊祭の国家的制度が成立しないと説明している。しかし、韓国国立墓地が日本のように伝統的な怨靈信仰を基礎とした制度ではないにしても、政治的イデオロギーが反映された国家主導の新しい慰霊祭であることは確かであろう。

一方、金ソンヨブ(1999)は国立墓地が「民族の正統性の場所」または「護国英靈が眠っている民族の聖地」であると通用されてはいるものの、安葬対象における具体的構成に関して市民社会の合意が全くない中で形成されたと述べている。象徴的なモニュメント—顯忠門、顯忠塔、忠魂昇天像、警察忠魂塔—の不調和、墓の不平等な扱いなど国立墓地の矛盾した側面は埋葬者への適切な象徴形式が成し遂げられていないことの証拠であると指摘した。さらに、対象を国立墓地にとどまらず、光州の望月洞墓地と北朝鮮の愛国烈士陵に拡大して考察した点は斬新である。

しかし、以上の研究は解放後、韓国における国家形成過程において国立墓

地がどのような意味を持つかという最も根本的な問題については議論していない。そのためには、国立墓地がどのように作られてきたか、検討する必要があるが、韓国では未だ国立墓地に関する学問的研究が少なく、それさえ十分にこなされていない。そこで本稿では、国立墓地の形成過程について、「安葬」対象を手がかりに論じていく。国立墓地令²⁾ 制定以後 11 回にわたって安葬対象が大幅に拡大されており、国立墓地に安葬される対象を分析することは韓国国立墓地の性格を考察するうえで欠かせないからである。このことは国家が「戦死」をどのように描いていくかを考察する布石ともなる。

2. 国立墓地の成立過程

1950年6月25日に朝鮮戦争が勃発し、韓国軍死亡者だけで70,655名、負傷者189,608名、失踪者169,631名に上った(戦争記念事業会、1992:15)。これら戦死者の処理のため、1955年7月15日に国軍墓地が創設された。

無名戦士の墓と碑、これほど近代文化としてのナショナリズムを見事に表象するものはない。これらの記念碑は、故意にからっぽであるか、あるいはそこにだれがねむっているのかだれも知らない。そしてまさにその故に、これらの碑には、公共的、儀礼的敬意が払われる。これはかつてまったく例のないことであった。それがどれほど近代的なことかは、どこかのでしゃぼりが無名戦士の名前を「発見」したとか、記念碑に本物の骨をいれようと言いはったとして、一般の人々がどんな反応をするか、ちょっと想像してみればわかるだろう。奇妙な、近代的冒涇！しかし、これらの墓には、だれと特定しうる死骸や不死の魂こそないといえ、やはり鬼気せまる国民的想像力が満ちている。

(アンダーソン、2000:32)

ベネディクト・アンダーソンのいう無名戦士の墓と碑は近代文化の産物であり、そこには「国民的想像力」が働いている。韓国国立墓地にも当初、陸軍兵站監によって任意に選択された無名勇士一位のみが安葬された。任意に選択された一位は戦没勇士の全体を象徴し、これが国立墓地の最初の安葬で

あった。その後 1967 年 9 月 30 日には墓地内に顯忠塔が建てられ、内部の位牌奉安館に祀られた。

顯忠塔の内部の位牌奉安館には朝鮮戦争時、死亡が確認されたが遺骸の見つからなかった 10 万 3 千余りの戦死者の位牌が奉安され³⁾、地下納骨堂には身元の分からない 6 千余りの無名勇士の遺骨が安置されている。つまり、国立墓地に祀られている 16 万余位のなかで、約 11 万位が位牌奉安館に祀られていることになる。これは祀られている人々の約 70% を占めており、それ以外の墓域にも朝鮮戦争と関連を持つ人々が祀られているので、実に 70% 以上が朝鮮戦争と関わりを持っていると言える。

韓国では、各国の代表が韓国を訪問する際、その多くが国立墓地を訪れるが、参拝は主に顯忠塔が中心になる。約 11 万位の戦死者が祀られている顯忠塔は朝鮮戦争の犠牲を象徴する。このような無名勇士への象徴的な死の儀礼は国家が要求した犠牲に対する国家の慰撫という性格のみを持っているわけではない。戦没者崇拝を組織することによって国家への動員と犠牲を正当化するのである（金ゾンヨプ、1999 : 180 - 181）。

国立墓地は漢江と果川の間広い野原に聳え立つ冠岳山孔雀峰のふもとに位置している。孔雀峰は冠岳山を中心に両側へと広がり、その山なみは軍人が集まり、朝礼を行っているように見え、その中心は地下の水の流れが交流し生気に満ちている場（明堂）である（国防部国立顯忠院、1999 : 25）。

このような明堂に国立墓地を選定したのは初代大統領李承晩である。李大統領自らが地官（風水によって家の場所や墓の場所を決める人）になり選んだ銅雀洞国立墓地は 1954 年 3 月に整地工事が始まった。工事の過程では李大統領自らが直接監督もしたという。そして彼は民間人として 5 番目に、大統領としては最初に葬られることになった（『朝鮮日報』1965 年 7 月 27 日）。

1965 年 3 月 30 日に国軍墓地は国立墓地へと昇格し、その年の 7 月に李大統領は葬られた。軍人、軍務員の戦死・死亡者を葬る場所としての国軍墓地の役割は、国立墓地へと昇格するとともに安葬対象者を拡大し、大統領なども葬られるようになった。

国立墓地の形成過程は李サムシクらの『国立墓地の運営現況と発展方向』によれば、準備期、形成期、拡張期の三つに大きく分けられる。国軍墓地か

ら国立墓地に昇格される以前の準備期、国立墓地に昇格された形成期、そしてそれ以降の安葬対象者の範囲が拡張される拡張期である（李サムシク、高ドキ、朴ゾンソ、李ピルド、2000：49）。

準備期：解放後の北朝鮮の局地的な挑発と麗水・順川事件及び各地区の共産ゲリラ作戦で戦死した人々の位牌は当初ソウル獎忠寺に安置された。戦死者の数が増加するにつれ陸軍墓地の設置が論議されたが、その最中に朝鮮戦争が勃発したために議論は中断され、戦争中の戦死者は釜山の金井寺と梵魚寺に安置された。さらなる戦死者の増加のため、陸軍では陸軍墓地の設置が再び議論されたが、他軍でも墓地設置が必要であり、結局墓地管理に予算と人員が莫大に要され、かつ英顯管理の統一性を期することができないという問題が提起されたため、国防部主管で三軍総合墓地の設置を推進した。そうして三軍合同調査班が編成され、ソウル銅雀洞を国軍墓地候補地として選定し、調査結果を土台に1953年9月29日、李承晩大統領の裁可を経て銅雀洞現地域を国軍墓地の敷地に選定した。1956年1月に無名勇士の墓が作られたのを始め、1957年4月から有名勇士を最初に安葬し、1963年には愛国志士と在日学徒義勇軍を安葬した。

形成期：1965年3月30日には國務會議を経て大統領令（第2092号）によって国軍墓地を国立墓地に昇格させた。

拡張期：1965年7月に警察官、李承晩大統領、臨政要人（3・1独立運動後、祖国の光復のため臨時で中国上海に組織された政府の要人）、国家有功者、外国人などが追加で安葬されるようになった。また、安葬者の増加にともなうソウル国立墓地の空間不足に対処するために、1979年には国立墓地管理所大田分所が創設された。国立墓地は1996年に国立顯忠院へと改称された。

以上の『国立墓地の運営現況と発展方向』に基づいた時代区分は国立墓地形成期を重要な時期としてみており、国立墓地へと昇格した後を一つにまとめている。しかし、国立墓地への昇格以後その性格は大きく変わりつつあると思われるので、以下では国立墓地成立の前後、新たな文民政府の成立前後に絞ってその変化の特徴を考察してみたい。

3. 安葬対象者の範囲の変遷

(1) 安葬対象者の拡大と多様化

国立墓地の位相や象徴性は国立墓地の性格や目的と関わり、実際には安葬対象者の範囲と直結する(李サムシク、高ドキ、朴ソンソ、李ビルド、2000: 108)。ここではまず、安葬対象者の範囲の変遷をみでみる。

(表 - 1)

改正時期	関連根拠	改正内容
1956. 4. 13 李承晩	大統領令第 1144 号 (墓地令制定)	- 軍人、士官候補生及び軍務員 (従軍者含む)
1957. 1. 1	大統領令第 1228 号	- 殉国先烈、功労が顕著な国家有功者
1965. 3. 30 朴正熙	大統領令第 2092 号 (軍墓地令廃止、国立墓地令制定公布)	- 武功受勲者 (太極、乙支)、予備役 (退役) 軍人死亡者中、国務会議審議後、大統領が指定した者 - 国葬で葬儀された者 - 戦死した警察官 - 国家有功者で国務会議審議後、大統領が指定した者
1970. 12. 14	大統領令第 5403 号	- 郷土予備軍中戦死者 - 重傷死死亡者 (2 級以上) - 外国人有功者
1980. 11. 18 全斗煥	大統領令第 10068 号	- 将官級以上 - 20 年以上勤続者

1980. 12. 31	大統領令第 10659 号	- 戦死警察官→戦死または殉職した警察官 - 国葬で葬儀された者→国葬または国民葬で葬儀された者
1983. 8. 6	大統領令第 11195 号	- 遺骸安葬拡大 (国葬または国民葬で葬儀された者 →現役及び予備役の将官級将校、愛国志士、国家有功者、大韓民国に功労が顕著な外国人)
1987. 12. 31	大統領令第 12375 号	- 愛国志士安葬拡大 (勲章者→大統領表彰以上)
1988. 1. 1 盧泰愚	-	- 戦・公傷軍警 5 級以上で傷痕を原因に死亡した人
1995. 1. 1 金泳三	-	- 傷痕が原因で死亡→傷痕者
1997. 1. 1	-	- 武功受勲対象者 (忠武、花朗、仁憲) 追加
1998. 1. 1	国家有功者礼遇法	- 戦・公傷軍警 6 級以上 (報償者含む) - 非軍人 (警察、その他) 武功受勲者追加
2000. 1. 1 金大中	国家有功者礼遇法	- 戦・公傷軍警 7 級以上 (報償者含む)

(A→B ; A から B に範囲が拡大されたことを示す)

(李サムシク、高ドキ、朴ゾンソ、李ピルド、2000 : 73)

軍墓地令により管理されていた当初は軍人、士官候補生そして軍務員などが主な安葬対象だった。しかし、1965 年に制定された国立墓地令を契機に軍人墓地としての性格から脱皮するようになる。国立墓地令により安葬対象は、

武功受勲者（「太極」、「乙支」）、予備役（退役）軍人死亡者の中で國務會議の審議後大統領が指定した者、国葬で葬儀された者、戦死した警察官、国家有功者で國務會議審議後大統領が指定した者などが含まれるようになった。

1970年からは郷土予備軍の中の戦死者と外国人有功者が含まれ、1980年からは将官級将校と20年以上の勤続者が安葬対象者として含まれた。武功受勲者の範囲も1965年の初めの頃は「太極」、「乙支」のみが該当したが、1997年からは「忠武」、「花朗」、「仁憲」などの勲章を受けた者に追加拡大された。傷痕軍人としての死亡者は1970年当時、2級以上の重傷を負って亡くなった者のみであったが、以後傷痕程度の基準は年々を緩和され、対象者の範囲は拡大した。2000年には7級まで拡大された。国葬及び国民葬で葬儀された人にもみ遺骸安葬が許容されていたが、1983年以降からは現役及び予備役の将官級将校、愛国志士、国家有功者、大韓民国に功労が顕著な外国人までを含んだ。

国軍墓地から国立墓地へ昇格した後の変化として注目すべき点は、1970年に始まる郷土予備軍の安葬である。1968年1月21日の北朝鮮武装軍のソウル浸透事件を契機に同年4月1日に郷土予備軍が創設され、1970年には戦死した郷土予備軍の安葬が認められるようになったのである。

朴正熙大統領は5・16革命公約で反共を最優先的国是にして反共体制を再整備強化することと、統一においては共産主義と対決する実力を培養することを宣言している（鄭ヘグ、1990：82）。ここに北朝鮮武装軍の浸透と戦って死亡した人も安葬されるよう変化が生じた原因があると思われる。反共主義を掲げたのは李承晩大統領も同じだが、朴正熙大統領の時代により強化され具体化された。朝鮮戦争後、反共は国家レベルのイデオロギーとして定着するようになった（崔吉城、1998：328）。その象徴的な存在が国立墓地であり、逆に国立墓地を通じて反共イデオロギーを強化していったのであろう。しかし、重要なことは朝鮮戦争が反共イデオロギーを強化するようになったそれ自体の論理ではなく、戦争の残酷な経験と結びつき、人々の心理的同意をある程度確保するようになったことである（鄭ヘグ、1990：77）。

1990年に入ってからには退役軍人、殉職警察官、消防官なども安葬されるようになる。1994年12月6日に大田国立墓地の一般墓域に消防官が安葬され

た。一般墓域には愛国志士及び国家有功者、軍人、警察の他に「殺身成人（自分を犠牲にし仁をなすこと）」の精神で人命を救おうとして殉職するなど国家と社会の鑑みとなることをした人を安葬するとされている⁴⁾。1995年12月に改正された消防公務員法では消防官に軍人・警察と同じように遺族年金と慰労金を支給し、殉職時には国立墓地に安葬できるようにした。このように戦争と関連した人々が大部分であったものが、社会と国家のために人命を救おうとして殉職した消防官も安葬されるように多様化していくのである。

（2）新しい動き

1956年4月19日に制定された6月6日の顯忠日（ヒョンチュンイル）は朝鮮戦争と密接な繋がりを持っている。6月が護国・報勲の月として大々的に宣伝され、顯忠日は朝鮮戦争戦没勇士を追慕する行事として認識されていた。しかし、1991年の行事ではすべての殉国先烈及び護国英霊を追慕する概念として転換させるために、追念辞、鎮魂辞、献花及び焼香、順序などを調整・反映したとされる（国家報勲処、1992：512）。

1998年からは国立墓地が顯忠宣揚活動の場として利用される。大田国立墓地は1988年4月から顯忠宣揚事業を始めた。祖国と民族のために散華した殉国先烈と護国英霊を安葬し、その忠義と偉勲をあがめるために設置した民族の聖域としての追慕の場だけではなく、英霊の国難克服の精神を呼び起こし、その教訓を子孫に伝えることによって受難の歴史が繰り返されないようにする国民精神の教育の道場としての役割を担った。さらに、遺族及び参拝客が静かに思索し休憩する護国公園としての役割を果たそうとした。1991年3月には「護国館」が開館され、青少年の国家観、死生観が成立され、護国意志と単一民族としての共同体意識が確立できるという（国防部国立顯忠院、1999：246）。

もう一つの動きとして、1996年5月21日に国立墓地管理所は国立顯忠院に名称を変更する。墓域内の英顯安葬の業務と墓地管理のみならず、殉国先烈及び戦没将兵の偉勲をほめたたえ、護国精神を繰り返し味わう顯忠宣揚の道場としての役割を遂行するためであるという。（『朝鮮日報』1996年5月21日）。

これら新しい動きから一貫して伺えることは、朝鮮戦争の戦死者中心の国立墓地から殉国先烈、護国英霊を追慕する場として、顕忠宣揚の場として位置付けようとする動きである。このような動きはどのように説明することができるだろうか。

韓国で報勳制度ができたのは1950年であり、当初は生計支援中心の施策であった。1985年を前後にして国家有功者の功勳に対する宣揚と礼遇が変わった。民族正気宣揚事業をより効果的に遂行するために、1990年祈念事業局を設置し、関連組織を強化した（国家報勳処、1992：143）。国家報勳制度の根幹をなす1984年に制定された「国家有功者礼遇などに関する法律」は、国家のために貢献・犠牲になった国家有功者とその遺家族に対して、国家が相応の礼遇を行い、国家有功者とその遺家族の生活安定と福祉向上を図り、国民の愛国精神涵養に貢献することをその目的としている（国家報勳処、1992：144）。このように朝鮮戦争中心から顕忠宣揚の場として変わろうとする動きを韓国の報勳制度の変化と合わせて考えることもできよう。なぜなら「国家有功者礼遇などに関する法律」は国立墓地の安葬対象者の選定基準にもなるためである。

（3）正統性主張の場所として

1993年以後文民政府が樹立され、上海臨時政府要人の遺骸奉還がなされた。それは、憲法前文と大統領就任辞で言及されたように、政府の淵源を上海臨時政府におき、政府の正統性を確保しようとする行為として意味づけられる（『朝鮮日報』1993年6月5日）。このことは国立墓地が政治的背景と深い関わりを持っていることを証明する出来事である。つまり、朝鮮戦争を中心とした安葬対象者からは反共イデオロギーの影響が、上海臨時政府要人の遺骸送還からは政府の正統性を強調しようということがわかる。

しかし、国立墓地を通して朝鮮戦争を想起させながら反共意識を強めたことは論証してきたとおりだが、安葬対象としての愛国志士や殉国先烈はどのような意味づけを持つのだろうか。

5・16革命による軍事政権は戦死将軍警に対する各種支援政策をとるとともに、革命の当為性と正統性を確保するために、民族の独立のために犠牲と

なった愛国志士とその遺家族を援助しようと、1961年国家報勳制度の形を総合的に整えた（国家報勳処、1992：112）。

殉国先烈は日帝の国権侵奪前後から1945年8月14日まで国内外で国権侵奪に反対、または独立運動をするために抵抗し殉職した人で、愛国志士は抵抗した事実がある人と規定されている⁵⁾。1963年から1978年にかけて愛国志士が安葬され、1976年には殉国先烈が奉安された。

愛国志士、殉国先烈を選定する基準は日本植民地時代に限定しているが、これら安葬対象者は反日を象徴するよりは護国、愛国・愛族精神、国難克服の教訓が込められている⁶⁾。

これを裏付ける資料として安葬者数と位牌のなかで、朝鮮戦争関連の者と日本植民地関連の者の割合を表-2、3（国防部国立顯忠院、2000『民族のオル』292ページに基づき筆者作成）に表してみた。

安葬株数（表-2 1999.10.22 現在）

	国家元首	愛国志士	臨政先烈	国家 有功者	将軍	将士兵	警察	その他
54,466 (総人数)	2	206	16	61	355	53,005	829	1
百分率	0.004	0.38	0.03	0.11	0.65	97.3	1.52	0.002

位牌（表-3 1999.10.22 現在）

	国家 有功者	愛国志士(殉 国烈士)	陸軍	海軍	空軍	軍務 員	警察	その他(在日 学徒義勇軍)
102,751 (総人数)	0	131	95,329	1,223	72	3,697	2,216	83
百分率	0	0.13	92.8	1.19	0.07	3.6	2.16	0.08

安葬者は将士兵が一番多く将校墓域と士兵墓域に各々葬られている。将校

墓域には 4,518 位が葬られており、ベトナム戦争（305 位）を除いて 4,213 位が朝鮮戦争前後か北朝鮮との交戦で亡くなった人々である。そして士兵墓地の 48,488 位の内、朝鮮戦争の戦死者が 4 万余位を占めている。二番目に多いのは警察であるが、朝鮮戦争中の戦死者は 439 位で全体の半分以上を占めている。また、最初の安葬者も武装スパイと交戦中に戦死した人たちでやはり北朝鮮との関わりが強い。

「国家有功者など礼遇及び支援に関する法律」に規定されているように、日帝に対して抵抗した人たちで日本植民地と関係のある愛国志士は安葬者数からみると 0.38%、位牌数からみると 0.13% で割合としては非常に少ない。日本植民地と関わりのある者は数的には少ないが、植民地時代を通じて愛国心を促すための安葬であるといえる。

以上のように数字からみると、朝鮮戦争で亡くなった人々が圧倒的に多く、朝鮮戦争後にも北朝鮮との交戦が頻繁に起こり北朝鮮との戦いで亡くなった人々が多い。韓国のように北朝鮮と対峙しながら常に緊張状態にある国は国家形成や国家統治の手段として国立墓地が果たす役割は大きいといえよう。

4. 結語

当初、韓国の国立墓地は朝鮮戦争の戦死者を安葬するための戦死者墓地としての性格を強く持っていたが、次第に軍人墓地、国家有功者墓地として変化していく傾向が見られる。韓国の国立墓地は「国家有功者墓地」として、戦死者や国家が定めた基準に適した軍人を追加し、また国家に貢献した一般人を含むようになる。つまり、韓国の国立墓地は朝鮮戦争の戦死者墓地から、軍人墓地、警察、国家有功者、武功受勲者などに拡大され国家有功者墓地へと変わりつつあるのである。

しかしながら、韓国の国立墓地の安葬対象者からみると、国家のために貢献、犠牲になった人は愛国志士、殉国烈士を除いて軍と関連のある者がその大部分を占めていることは否めない。これは国立墓地の安葬対象者が統治イデオロギーと密接に結びつきながら発達してきたからだと言えるのではないか。

韓国の国立墓地が市民社会の意見を全く収斂せずに作ることができたのは、

朝鮮戦争の記憶が大きかったためと思われる。朝鮮戦争が韓国社会に及ぼした大きな影響は、韓国国民の心に浸透した衝撃である。戦争の残酷像は個人的であり、直接的な経験を通して伝わり、これは共産主義を憎悪する意識を植えつけた（崔章集、1985：194）。

最近では反共イデオロギーに重点をおくよりは、国家有功者の忠義と偉勲をほめたたえる意識を全国民に広げていこうとする傾向が見られる。ソウル国立墓地管理所の機関名称が国立顯忠院に変わったのも墓地を管理する機能をするだけでなく、市民の公園として、子供達には教育の場を提供しようとする意図が含まれていると考えられる。国民に共有できる場を作るための努力は続いているといっても良いだろう。

以上、安葬者を通してみた韓国国立墓地の特徴は次のように要約できる。

第1に、朝鮮戦争の戦死者を安葬するための墓地から国家有功者墓地への変化である。しかし、「国立墓地令」に示されているように、国防部の管轄下にあるため国軍墓地としての性格がまだ強い。

第2に、文民政府誕生を前後にして消防官の安葬など社会のために犠牲になった人々を葬ることによって市民社会が反映されるようになった。

第3に、国立墓地の性格や目的は固定されているものではなく、常に変化していることである。主にその主体は国家であるために政権の正統性とながり、軍事政権の反共主義、文民政府の正統性と連動する。これは国立墓地の安葬対象者によって見ることができる。

参考資料

国立墓地の埋葬対象（国防部国立顯忠院、1999：136）

1. 軍人、軍務員

- ①現役軍人（陸・海・空軍の士官生徒、士官候補生、準士官候補生および第1国民役の士官候補生および下士官候補生などを含む）と招集中の軍人（兵役義務者の中、現役服務ほかに軍服務と共益分野において服務中の者）および軍務員として戦死、殉職した者。ただし、不名誉な死亡者は除外する。
- ②軍服務中戦闘に参加し、武功勲章をもらった人。

③軍将星（将軍の別称）。

④20年以上軍に服務した者のなか、全役、退役、免役後死亡した者。
(服務期間の計算は軍人年金法第16条準用)

⑤上の②③④の項のなかで、下記の者は除外する。

大韓民国の国籍を持ってない人。

禁治産者、限定治産者。

破産者。

禁固以上の刑を受けた人。

資格停止以上の刑の宣告猶予を受けた人。

弾劾または懲戒によって罷免されたり解任の処分を受けた人。

法律によって資格が停止または喪失した人。

2. 国葬または国民葬で葬儀した人。

3. 殉国先烈および愛国志士（国家有功者礼遇及び支援に関する法律）。

①殉国先烈

日帝の国権侵奪前後から1945年8月14日まで国内外で日帝の国権侵奪に反対、または独立運動をするために抵抗し、その抵抗が原因で、殉国した者としてその功勞で建国勲章をもらった人。

②愛国志士

日帝の国権侵奪前後から1945年8月14日まで国内外で日帝の国権侵奪に反対、または独立運動をするために抵抗した事実がある人としてその功勞で建国勲章をもらった人。

4. 戦闘に参加し戦死した郷土予備軍（国家有功者礼遇及び支援に関する法律）。

5. 任務遂行中戦死・殉職した警察官（国家有功者礼遇及び支援に関する法律）。

6. 国家または社会に貢献した功勞が顕著な者の中で、國務會議の審議を経て大統領が指定した者。

7. 軍人、軍務員、警察官で戦闘または國務遂行中国家有功者など礼遇および支援に対する法律施行令第14条による傷痕を受け、全役・退役・免役または退職した者（国家有功者など礼遇および支援に関する法律第74

条規定により戦傷軍警（軍人と警察）または公傷軍警察として補償を受ける者を含む）として死亡した者のなかで、国防部長官が指定した者。ただし、死亡する前に禁固以上の刑を受けた人は対象にならない。

8. 大韓民国に功労が顕著な外国人死亡者のなかで、國務會議を経て大統領が指定した者。
9. 上の1項から8項まで国立墓地に葬られた者の配偶者は本人または遺家族の希望によって合葬できる。

註

- 1) 安葬とは安らかに葬儀を執り行うことを指す。
- 2) いままでは「軍墓地令」で国立墓地が管理されたが、1965年3月30日に「国立墓地令」が制定、公布された。「国立墓地令」では国立墓地を「軍人・軍務員として死亡した人と国家に有功であった人の遺骨を安葬し、その忠義と偉勲を永久に崇め奉るために国防部長官所属下においた墓地」として定義している
- 3) 奉安位牌数は102,618位であり、その中で陸軍が95,328位、海軍が1,222位、空軍が72位、警察が2,216位、軍務員が3,697位、在日学徒義勇軍が83位を占めている。
- 4) 『国立墓地の運営状況と発展方向』によると、韓国の国立墓地を「国家有功者墓地」として分けている。「国家有功者墓地」は軍人だけではなく、一般国民のなかで国家のために献身した人として国家が決めた基準に適合する人を対象とした墓地である。
- 5) 参考資料国立墓地の安葬対象を参照のこと。
- 6) 大田国立墓地には護国警句の碑がある。そこには「もし旧韓末の義兵のような忠義の民軍と殉国先烈がなかったならばどのようにして日帝侵略に抵抗した民族闘争の歴史を記録することができようか」と刻まれている。この護国警句の碑は顯忠宣揚事業の一環で国民に殉国先烈と護国英靈の忠義と偉勲をほめたたえ愛国心を呼び起こし聖域に込められている崇高な意味を繰り返し味わうところにあるとされている（国防部国立顯忠院、2000：272）。

引用文献

- アンダーソン, B. 『増補 想像の共同体』(白石さや・白石隆訳) NTT 出版 (Anderson, B. 1983, 1991 *Imagined Communities Reflections on the Origin and Spread of Nationalism* :Revised Edition. London: Verso Editions and New Left Books) 2000
- 李サムシク、高ドキ、朴ゾンソ、李ピルド 『国立墓地の運営現況と発展方向』 国防部韓国保健社会研究院 2000
- 金ゾンヨブ 「銅雀洞国立墓地形成とその文化・政治的意味」『韓国の近代性と伝統の変容』 韓国精神文化研究院, pp. 177 - 206. 1999
- 金ドンチュン 『近代の影』ダンデ 2000
- 金ミンファン 『韓国の国家記念日に関する研究』ソウル大学校大学院社会科学修士論文(未刊行) 2000
- 国家報勳処 『報勳30年史』 1992
- 国防部国立顯忠院 『民族のオル(精神)』(非売品) 2000
- 国立顯忠院内部資料 「顯忠日制定の歴史」 出版年不明
- 鈴木満男 「国軍墓地と忠烈祠」『華麗島見聞記—東アジア政治人類学ノート』 思索社, pp. 172 - 189. 1977
- 戦争記念事業会 『韓国戦争史第6巻 韓国戦争の影響』ヘンリム出版 1992
- 崔吉城 『韓国の祖先崇拜』お茶の水書房 1992
- 「朝鮮戦争と韓国社会の変化」 嶋陸奥彦ほか編『変貌する韓国社会』, pp. 305-331. 1998
- 崔章集 「過大成長国家の形成と政治亀裂の構造」宋ゴンホ・崔章集ほか『韓国社会研究第3集』ハンギル社, pp. 183 - 216. 1985
- 鄭ヘグ 「韓国社会イデオロギー変動」金ジンギョンほか『韓国社会論』ハンウル, pp. 65 - 87. 1990

happyhime@hotmail.com)